

令和3年3月 第1回定例庁議

- 1 開催日時 令和3年3月17日（水）午前9時30分～午前11時10分
- 2 開催場所 本館2階第3会議室
- 3 付議事項（第6条）

(1) 指示事項（市長の指示、注意等）

後ほど詳細の説明があると思うが、職員の服務規律の確保、綱紀粛正について庁達する。公務員は社会人としての常識はもとより、ワンランク上の人権感覚を徹底する必要がある。今回の庁達は部下への指導の意味合いとしても捉え、各部長において、職務遂行のうえでの職員の意識や人間性を把握し、成長を促していただきたい。

(2) 審議事項（市行政運営の基本方針、総合計画、重要議案、主要事業計画等の策定及び調整に関すること）

①第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）

②第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）

③第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）（以上、健康福祉部長）

12月庁議での審議後、パブリックコメントを実施し、③については1名から1件の意見が提出され、高齢者移動手段確保事業の実施コミュニティの目標値について、毎年度1ずつ増加を目指す内容に修正した。審議会からも内容が適切である旨の答申をいただいたので、全て計画案を決定することとしたい。

（資料に基づき説明＝①②健康福祉部福祉課長③健康福祉部高齢者支援課長）

④保健福祉センター個別施設計画（案）（健康福祉部長）

（資料に基づき説明＝健康福祉部健康課長）

- ・第7章の予防保全計画の内容を詳しく説明していただきたい。（市民生活部長）
→長寿命化の方針に基づき、3つの保健福祉センターの構造躯体以外の設備関係の改修や更新について、今後10年間の計画を示したものである。
- ・改修・更新費の建設費は実績値を踏まえて設定しているため、設計費の設定についての記載の仕方を再考すべきである。（市長）
- ・予防保全計画のうち、更新にあたるものはどれか。（総務部長）
→第6章の改修・更新費用の項目で内訳を示している。
→突合できるように、合計欄を加えるべきである。（市長）
→端数処理も合わせた方がわかりやすい。（ポータルサービス事業局次長）
→指摘の部分について、記載方法を見直すこととしたい。

⑤地域公共交通計画（案）（都市整備部）

12月庁議での審議後、パブリックコメントを実施したが意見の提出はなく、審議会からも内容が適切である旨の答申をいただいたので、計画案を決定することとしたい。

（資料に基づき説明＝都市整備部都市計画課副課長）

- ・地域公共交通に位置付ける交通手段の備考に記載している次世代モビリティとはどのようなものか。（ポータル事業局次長）

→自動運転などを想定している。

⑥観光戦略プラン（案）（産業文化部長）

12月庁議での審議後、パブリックコメントを実施し、意見の提出があったが、内容の変更を要するものではなかったため、計画案を決定することとしたい。

- ・6本の計画が審議されたが、これらの計画について、製本し冊子として作成する予定はあるか。例えば、国の計画は製本されて自治体に配布されることもなく、必要であればデータをプリントアウトしている状況である。冊子というかたちの成果品としての必要性は、コスト面も含めて精査すべきでないか。（市長公室長）

→ケースによっては、概要版での対応も考えられる。（市長）

→広く市民に周知する際には概要版も考えられる。一方で、印刷用紙の無駄などを考えると電子による提供を基本とすべきとは思いますが、情報弱者にも配慮して、全ての人ができる確認できる仕組みは必要である。（ポータル事業局次長）

→製本でなくても、プリントアウトしたものを図書館やマルタスなど配置する場所を決めておけば良いと思う。（市民生活部長）

- ・各計画の最終ページに記載する住所は、新庁舎の住所で統一をお願いする。（秘書政策課長）

⑦城東小学校の改築について（教育部長）

耐力度調査の結果、8棟中6棟が危険建物に該当する判定となった。これまでは長寿命化改修の計画であったが、今回の結果と、地元住民からの以前からの要望、また、防災上の観点も含めて改築する方針としたい。また、令和9年度から長寿命化改修を予定していた屋内運動場についても、現在の学級数に対する必要面積の基準を大幅に満たしていないため、城東小学校区の人口規模に応じた避難所としての機能強化も考慮して、校舎と合わせた再配置に向けて改築する方針としたい。

（資料に基づき説明＝教育部総務課副課長（施設担当長））

- ・生徒が新校舎を利用できる開始の見込みはいつになるか。(副市長)
→令和9年4月からの予定となる。
- ・仮設校舎についてはどうなるか。(市長)
→今後、基本計画を策定する過程で、いずれの手法を取るか検討していくことになる。概算費用については、仮設校舎を建てる想定での積算を示している。

(3) 報告事項(市政に重大な影響を与える法令等の制定改廃、国及び県の動向、又は重要な事務事業の進行状況に関すること)

①介護マーク名札交付事業について(健康福祉部長)

認知症高齢者や障がい者の介護を行う方に対する理解の促進、心理的負担の軽減を図るため、介護者に対して介護マーク名札を配布する事業を新年度より開始する。
(高齢者支援課長)

4 その他

①令和2年度部の重点課題の最終評価について(秘書政策課長)

令和2年度部の重点課題の進行管理として、各部長において最終評価をお願いする。

②東京2020オリンピック聖火リレーの応援職員について(市民生活部長)

本大会自体の開催が未定ではあるが、丸亀市では聖火リレーを4月17日(土)に予定している。当日の交通警備等について、各部に応援職員を依頼するので協力をお願いする。

(資料に基づき説明=市民生活部スポーツ推進課副課長)

③新庁舎開庁式及びマルタスオープニングセレモニーについて(都市整備部長)

3月22日に予定している新庁舎の開庁式は始業前の7時45分、マルタスのオープニングセレモニーは午前8時45分から開始する。

(資料に基づき説明=都市整備部都市計画課大手町整備推進室長、市民生活部生涯学習課長)

- ・旧庁舎との間の車両通行制限スペースの今後の予定はどうなるか。(市長)
→歩行者と自転車のみ通行できる遊歩道の空間となる。新庁舎開庁までには、車両が進入しないようにバリケードの工事を完了する。今後は、旧庁舎解体後の緑化駐車場整備に合わせて、改めて整備する予定である。
- ・開庁日に警備員は必要ないか。(市長)
→庶務課で対応している構内駐車場の警備員が年度末まで配置される予定である。

④職員の服務規律の確保、綱紀肅正について（職員課長）

職員が公務遂行上において、市民の方を相手に不適切な言動を繰り返して行う事案が発生した。服務規律の確保と綱紀肅正について庁達するので、各部長においても周知をお願いする。

⑤内示について（職員課長）

3月25日（木）15時を予定している。

⑥令和2年度人事評価について（職員課長）

1月に実施した人事評価は見込みで行っているかと思う。3月17日から24日まで再評価が可能であるため、対応をお願いする。

⑦猪熊弦一郎現代美術館での企画展について（産業文化部長）

3月20日から6月6日まで、企画展「まみえる 千変万化な顔たち」を開催するので周知等お願いする。

⑧丸亀城桜まつりについて（産業文化部長）

今年の桜まつりについては、コロナの感染予防の観点から開催を自粛し、会食についても控えるよう看板等により呼びかけているのでお知らせする。

⑨新庁舎への移転関連について（総務部長）

休日・夜間の庁舎の出入り等に必要な職員用のICカードを、3月19日の午前中に配布する予定である。

職員用の自転車置場は旧庁舎の市民課北側を利用させていただく。喫煙場所はこれまで同様市民向けであるため、勤務時間中の利用に注意していただきたい。

旧庁舎の不要な家電類（テレビ、冷蔵庫等）は、庶務課でまとめて対応する。

新庁舎には、ポスター等の啓発物の専用スペースがあるので、壁面に貼ることがないようにしていただきたい。来客案内等でどうしても必要な場合は、庶務課まで相談をお願いする。

5 副市長から

3月議会の予算特別委員会等において、特に若手など経験が少ない職員のなかには、質問の意図を汲み取れずに回答をするケースが見られた。上司からしっかりフォローすることで、キャリアを積んでいただきたい。また、議員の質問の中には、過去に検討すると回答した案件の経過について問うものもあった。本会議や委員会で検討する

と回答した案件については、適切に進行管理をお願いする。さらに、今回は選挙前ということもあり、後援会活動を通じた市民からの意見を代弁するかたちでの質問もあった。議員は市民を代表しており、分かりやすい答弁で説明する責任があるということ、職員各位には意識を徹底していただきたい。

6 教育長から

県教育委員会の人事異動の発表は3月23日（火）13時からの予定である。また、市の教員の新任式は4月1日（木）15時からで、新規採用者のみを対象とする予定である。

7 モーターボート競走事業管理者から

2月にオープンしたROKU及び来賓室棟について、ROKUの部分はコロナ禍により現在も利用を制限しているが、来賓室は開放しているので、各種団体の総会等で活用いただきたい。

8 出席状況

(1) 庁議構成者（第5条）

職	氏名	出欠
市長	梶 正 治	○
副市長	徳 田 善 紀	○
教育長	金 丸 眞 明	○
モーターボート競走事業管理者	大 林 諭	○
市長公室長	横 田 拓 也	○
総務部長	栗 山 佳 子	○
健康福祉部長	宮 本 克 之	○
市民生活部長	小 山 隆 史	○
都市整備部長	吉 本 博 之	○
産業文化部長	山 地 幸 夫	○
ボートレース事業局次長	矢 野 浩 三	○
教育部長	石 井 克 範	○
消防長	田 中 道 久	○
議会事務局長	渡 辺 研 介	○

(2) 関係職員（第9条）

市長公室職員課長	井 上 孝 敏
総務部財政課長	宮 西 浩 二
健康福祉部福祉課長	横 山 孝 雄
健康福祉部高齢者支援課長	永 森 かず代
健康福祉部高齢者支援課副課長	高 山 誠 司
健康福祉部高齢者支援課介護給付担当長	宮 本 喜 弘
健康福祉部健康課長	奥 村 登士美
市民生活部生涯学習課長	田 中 壽 紀
市民生活部スポーツ推進課副課長	野 本 政 宏
都市整備部都市計画課長	富 士 川 貴
都市整備部都市計画課副課長	真 鍋 裕 章
都市整備部都市計画課大手町整備推進室長	横 山 史 朗
教育部総務課副課長（施設担当長）	新 名 伸 彦
教育部総務課副課長	高 倉 鋭 悟

(3) 事務局（市長公室秘書政策課）

市長公室秘書政策課長	窪 田 徹 也
市長公室秘書政策課副課長	谷 本 智 子
市長公室秘書政策課政策推進担当長	宇 野 大志郎
市長公室秘書政策課主任	大 川 智